

七部解と七部木槌

寛政六年に刊行された『俳諧七部解初篇冬の日』（以下『七部解』と略称）は、『冬の日』の注釈書として出版された最初のもの。この書については既に雲英末雄氏による「翻刻・冬の日句解」（近世文芸研究と評論15号）があり、氏はその解題で「その所説は、強引付会なところが少なく、説くところ大略妥当なものであり、よく諸説を消化している」とその資料的価値を的確に述べておられる。この『七部解』の出版に刺激を受けたかの如く、翌寛政七年には『冬の日俳諧七部木槌』（以下『七部木槌』と略称）が出る。また、出版は少し遅れたものの、文化六年刊『冬の日注解』はその奥書に「寛政八年七月官許」とあり、寛政八年七月の段階で既に出版の準備が整っていたことが知られる。これらの『冬の日』注釈書

永井 一 彰

をめぐる一連の動きの背景としては、安永二年の芭蕉八十回忌から寛政五年百回忌へかけて急激な高まりを見せた芭蕉ブームを考えねばならない。そのブームを煽る役目を果たしたのが、安永三年刊の小本『俳諧七部集』であった。芭蕉ブームはまた七部集ブームでもあったのである。その余熱は芭蕉百回忌を過ぎてもなお冷めることなく、寛政七年には半紙本『俳諧七部集』が再刻されるに至る。そういった流れの中で、七部集注釈書出版の動きが出て来るのは当然のことであった。

ところで、近世の出版に於てこのように類書が続出する場合、先ず重版（海賊版）を疑ってみる必要がある。そもそも近世の本屋は出版を文化事業また慈善事業として行なっていたわけではない。出版によって得られる利

益は、本屋の家族をはじめ彫師・摺師たちの生活をも支えていたはずである。同じ手間暇をかけるのであれば、売れる商品を扱いたいと考えるのが自然の理。良く売れる商品があればそれに便乗しようとするのも人情で、そこに仲間うちで固く禁じられているはずの重版が生まれて来る理由がある。近世の出版研究は、本屋にとつて出版物は商品であるという観点から見直す時期に来ていていると思う。この稿はその一つの試みとして『七部解』と『七部木槌』をめぐる重版問題について考察しようとするものである。なお、今回は『冬の日注解』にまで及ぶ余裕がないので、それについては稿を改めたい。

先ず『七部解』について、家蔵本により書誌的事項を記そう。小本一冊。縦15.8糎×横11.2糎。薄茶色の元表紙ながら、題簽は無い。角切は若草色。なかみは全部で四十六丁。二丁目が「寛政六寅仲春 木蔭庵」の序文。以下終丁表までが本文で「冬の日句解終」と結び、その裏匡郭内に「花洛書肆 井筒屋庄兵衛／橘屋治兵衛／大和屋吉兵衛」と刊記を入れる。丁付はノドに入つて覗くことが出来ない。そこで、家蔵本の綴糸を切つてみると、序文には丁付は無く、以下「冬一〜冬二十一・(ナシ)・

冬二十四〜冬四十・(ナシ)・冬四十二〜冬四十五」と入っていることが判明した。この丁付部、全体にかなり大胆に裁断してあり、まともに読めるものの方が少ない。冬二十三・四十一に該当する丁付なしの二丁も、もともとは丁付の数字が入っていたと考えてよからう。序文の丁も「冬序」などが入っていた可能性はあるが、序文にのみ丁付を入れない例も多く、これは何とも言えない。

この家蔵本以外に、竹冷本(竹冷690)・山崎文庫本①(ヤ・23・43)・山崎文庫本②(ヤ・23・23)を複写等によつて見ることが出来た。竹冷本は表紙左肩に「誹諧七部解^{冬初の日}」の無辺元題簽が残る。山崎本①はその題簽の一部分、存。山崎本②は題簽が剥れた跡に「冬の日句解」と書き込みがある。家蔵本を含め四本とも同板であるが、山崎本②は刊記部の井筒屋の名前の前へ「村上勘兵衛」と入木した後刷本である。前引の雲英氏稿の底本も、この後刷本とのこと。

さて、本蔭庵車蓋の序文によれば、この書は七部集中の連句の解し難きを師の闡更に嘆いたところ、諸家の聞書・諸説を踏まえた注釈を与えられたので、同じ志の人々のために出版に及んだものだと言う。初版の版元は三軒。うち井筒屋はこの当時の七部集の版權所有者で、

『七部解』を扱うのは当然である。ただ、彼は天明八年の京大火で羅災し所蔵の板木を全て焼失したらしく、急速に力を失いつつあった。その井筒屋を支えつつ勢力を伸して行ったのが橋屋で、この書の刊記部に井筒屋と並んで彼の名が出るのもまた当然である。また橋屋にはかつて『花の故事』（宝暦十三年）『有の儘』（明和六年）といった闍更の著書を扱った実績があることも見逃せない。もう一人の大和屋吉兵衛は姓は勝田氏。闍更が北浦墨島に遊んだ折の記念集『ひぐらしぶえ』（寛政四年）の出版を引き受けたことがあり、そんな絡みで名を連ねたものであろう。いずれにせよ大和屋が占める版權の割合は大したものではなく、残りを井筒屋・橋屋で折半したと見るのが妥当な所と思われる。ちなみに記せば、「寛政六年甲寅夏開板」の刊記を持つ車蓋輯・闍更の『発句題林集』（奈良大学蔵、半紙本五冊）の版元が「皇都 井筒屋莊兵衛／野田治兵衛／勝田吉兵衛／武村吉兵衛／浪花鹽屋忠兵衛」となっており、この『七部解』と重なる。

以上のように、この『七部解』は版權を所有するにふさわしい版元からの出版物で、そこには何ら不審はない。

では次に、『七部木槌』を見てみることにしよう。こ

ちらは複写等によって、竹冷本（竹冷698）・洒竹本（洒竹1108）・山崎文庫本（ヤ・23・15）を見た。原本を見ていないので表紙の色はわからない。が、原寸複写の山崎文庫本によれば寸法は縦16.9糎×横12.2糎。『七部解』と同様小本ながら、やや大きめ。やはり一冊本である。三本とも同板であるが、原本で言う34丁表、『七部集総索引』の番号で言えば125番句に一箇所入木がある。図版右が竹冷本、左が洒竹本。正体不明の字を「懲」と訂正（正しくは「懲」）する。洒竹本の方が入木たること明らか。山崎本も洒竹本と同じである。これによって、竹冷本が初版で山崎本・洒竹本は後刷であることがわかる。竹冷本は表紙左肩に双辺題簽、「之^{日冬}俳諧七部木槌 全」。山崎本も左肩に無辺の「^{日冬}俳諧七部木槌」の題簽があるが、竹冷本とは書体が全く異なる。どちらも複写によったためいまひとつ不分明ながら、元題簽のように見える。洒竹本は「俳諧木槌」と墨書きの後補題簽を貼る。『七

美るははくくらの懲と
美るははくくらの懲と

部木槌』のなかみは、「寛政乙卯夏旦月 虬戸菴素綾編」とする序文二丁に、本文が四十七丁。丁付は序文二丁には無く、本文は板芯下部に「一―四十七終」と入れる。四十七丁表終行に「冬の日句解終」と結び、裏は余白。刊記は後表紙見返しに貼付して、「春の日句解近刻」と予告したあと「寛政乙卯仲冬／東都小石川白壁町 衡山堂」と記す。この刊記、竹冷本・山崎本に共通、酒竹本には無い。ちなみに『改訂増補近世書林板元総覧』によれば、衡山堂は小林長兵衛のことで、文化元年には江戸南組に属したとの由。その前の享和元年には江戸木屋仲間の割印を受けて細井平洲の『つれづれぶみ』を出版しており、出版点数は少ないものの、れっきとした本屋であったらしい。

ではこの『七部木槌』、従来どのような資料的評価を受けて来たのであろうか。昭和七年刊改造社版俳句講座六卷『俳書解説篇』では「その所説は、前述の關更の『俳諧七部解』の説を踏襲したもので、感服すべき点に乏しい」とする。以後の評価も基本的に変わりはないが、「踏襲した」というあたりが、「そのままとっているところが多い」（俳諧大辞典）「ほとんどそっくりとり入れた」（前引雲英氏稿）「よるところが多く」（俳文学大辞典）

というように、少しづつニュアンスが異なる。が、右のうち事実に近いのは俳諧大辞典と雲英氏の評である。例をあげて具体的に見てみることにしよう。次に引くのは『七部解』の一部、句頭の番号は『七部集総索引』のそれである。なお、読み易いように濁点・句読点を補う。

14 霧に舟引人はちんばか

野水

柳よりひき舟の趣向出して、舟引人はちんばのやうに見ゆるとなり。宮川、余情に見え侍る。

15 たそがれを横に詠る月細し

杜国

舟引ながら、黄昏の月、横顔にして見出すさまなるべし。

16 隣さかしき町におり居る

重五

たそがれの月横に詠るといふより、せばき町のさまを御所おりの人と見替たるならん。隣あたりへもいまだ馴染ず、夕さびしく空詠してイ姿、近所の人も御所おりの折目高なれば、咄も合はず、たがひに遠慮勝に見え侍らん。

この三句の注を『七部木槌』で見ると、15は一字一句違わずそのまま転用。14は「みゆるとなり」を見

ゆればなり」と、二文字だけを改変。16は、一・二行目の「横に」「せばき町のさまを」の二箇所、合計十文字を省略して、他はそのまま使用している。14の改変、16の省略、いずれにも全体の文意を損なわないようにという配慮がある。これはほんの一例だが、全体を眺めてみるとどうなるのかを表にしてみよう。表Iは、15の句と同様に注の文章が全く同じ句を拾い出してみたもの。追加とあるのは巻末の表六句のこと、句はすべて『総索引』の番号で示した。

表I最下段の合計は39句、全186句のうち約21%、つま

表I

追加	五	四	三	二	歌仙一	
	147	112	75	44	11	注の文章が全く同じ句
	154	129	78	45	15	
	158	132	79	48		
		134	83	49		
		137	90	50		
		138	92	51		
		139	94	53		
		142	95	55		
		143	96	56		
		144	102	60		
			104	64		
			107	69		
0	3	10	12	12	2	計

り『七部木槌』は五句に一句の割合で『七部解』の注釈をそっくりそのまま転用しているということになる。次に、14・16のようにほんの一部だけを变えて転用した例を調べてみる。「ほんの一部」の基準を仮に十字以内として調べてみたのが表IIである。うち、ゴチックの句は一字だけを変えている例。この表IIからもやはり少なからぬ数字が出て来る。I・IIを合わせたのが表IIIで、合

表II

追加	五	四	三	二	歌仙一					
181	165	149	131	109	101	73	42	12	10字以内の改変(ゴチは一字だけ)	
184	166	150	135	111	103	74	46	14		
185	167	151	141	113	105	77	47	16		
186	168	152		114	106	80	52	20		
	171	153		116	108	81	54	21		
	172	155		117		82	57	22		
	173	156		118		85	58	24		
	175	157		119		87	61	22		
	176	159		120		88	62	21		
	177	160		121		89	63	20		
	178	161		122		91	65	19		
	179	162		123		98	67	18		
	180	163		124		99	68	17		
4	26		16		18		13	7		計

計してみると123句に及ぶ。すなわち、『七部木槌』は全186句のうち約66%を『七部解』の注釈を殆どそのまま使っている、という結果が出て来る。『七部木槌』の種本が『七部解』であったことは疑うべくもない。

では、『七部木槌』は注釈書として全く取るに足りない書物

表Ⅲ

					歌仙一	
			三	二		I II
追加	五	四	12 18	12 13	2 7	計
0 4	3 26	10 16	12 18	12 13	2 7	
4	29	26	30	25	9	

では、『七部木槌』は注釈書

なのかと言うと、必ずしもそうでもない。今までは『七部解』からの転用を取り上げてきたのだが、逆に注釈内容が殆ど重ならない句も全体で17句ある。これまた他書からの転用の可能性も否めないが、次のような修正にも注意を払う必要がある。

・歌仙一の発句前書、『七部解』は「……狂歌の才士、此国にきたれることを……」と誤る。『七部木槌』では、「たどりし」と訂正。

・127番句の注釈末尾の『本草』からの引用文に『七部解』は返り点・送り仮名を省くが、『七部木槌』ではこれを入れる。

・133番句の注で『七部解』は『撰集抄』の江口の遊女の話を用いるが、文が途中で切れて全体の文意が通らない。『七部木槌』は切れた後本部を補っている。

『七部木槌』のこれらの修正には、編者素綾のそれなりの見識が感じられる。先の125番句の入木も、誤字を正す意識に出たものであった。また、14・16番句のように全体の文意を損わず一部を改変するわざも、『七部解』の注釈を良く読んで理解していなければ出来ないことである。素綾が序文に「古きを尋あたらしきを探、拙き身を懲して、古集の端々千がひとつを句解し」と苦勞の程を陳述するのもあながち嘘とは言えないし、「自説と思われるものの中には、首繁にあたるものがある」（俳諧大辞典）という評価もあることも故無しとしない。が、『七部解』が研究資料として役に立つかどうかと言うことと、重板の問題は区別して考える必要がある。編者のつもりと本屋の思惑は自ずと異なるのである。小本という書型で丁数もほぼ同じ、紛しい書名、それにこれだけの内容重複があれば、当時の出版の常識から言って『七部木槌』は立派な重板である。それを『七部解』を出した京の版元が見逃すはずは無かった。京都書林仲間の記

録『上組濟帳標目』の「寛政八年辰五月ヨリ九月マデ」の部に、次の書き留めがある。

一、俳諧小槌冬の日ノ部小本、江戸表出版。野治其外相合より指構口上書、大坂行事へ差下候事。

「木槌」を「小槌」と書き誤まるが、ここに言う「俳諧小槌冬の日ノ部」が『冬の日俳諧七部木槌』を指すことは間違いないであろう。それが江戸表で出版されたので、野治こと野田治兵衛と其他の相版元から異議申し立ての口上書が出て、周知のため大坂の本屋行事へもその口上書を送った、というのが文意である。これは、『七部木槌』を『七部解』の重板と見咎めての抗議に他ならない。「指構口上書」は当然江戸の本屋仲間へも届けられたはずだが、この一件がどのように落着いたのかは『済帳』にも記されていない。が、どうやら京の版元は、重板事件が起きた場合の原則通り板木・摺本没収ということまで事を収めたようである。そのように考える理由は次の本の存在による。酒竹文庫に『冬の日句解』と題する一本（酒竹³²⁶⁶）がある。これまた複写によったため不明な点もあるが、左肩に無辺の「冬の日句解」の元題簽を貼り、内容は『七部木槌』そのまま、四十七丁裏の余白であったところに「寛政九巳正月 書林村上勘兵衛／野

田治兵衛」と刊記を入れる。なお、松宇文庫にも題簽の失われた同じ刊記の一本（評130の1）がある。念のために『七部木槌』と対校してみたが、素綾序・本文とも同一の板木による刷りで、刊記部以外に新たな入木等も一切無い。この二本の存在は、京の野田ら『七部解』の版元の差構えにより『七部木槌』の板木・摺本が没収されたことを教えてくれると共に、野田らが重板本をそっくりそのまま使って『冬の日句解』という新商品売り出していたことを示している。この新商品で井筒屋・大和屋が外れ、村上が加わった理由はよくわからない。が、前者については、『七部解』がもともと野田主導の本であったと考えると納得が行くような気がする。『済帳』に「野田其外相合」と野田を立てた形で記録されていることも、それを暗示するかの如くである。村上の件はよくわからないが、想像をたくましくすれば重板見咎め・板木没収に際し、何か手柄があったのかも知れない。いずれにせよ、『七部解』後刷本に於て新たに村上の名が入ったのは、新商品『冬の日句解』の板権との絡みからであろう。かくして野田は、正板の『七部解』と重板を改題した新商品『冬の日句解』を并行して売り出すことになった。このあたりのところ、現代の感覚ではいかに

もわかりにくい。が、近世の本屋としては特にこだわりは無かったこと、既に拙稿「芭蕉という利権(一)」（奈良大学紀要31号）に述べたので、そちらを参照されたい。このような現象も、本屋にとって出版物は商品であるという観点に立って、はじめて理解できるのではないかと思う。

なお、『七部木槌』の重板一件の後、編者素綾には『風羅袖日記』（寛政十一年）『俳諧千里独歩』（同十二年）の著書がある。うち『風羅袖日記』は、萩原恭男氏の『芭蕉句集の研究』に蝶夢編『芭蕉翁発句集』（安永三年刊）と重厚編『もとの水』（天明七年刊）の二書によつて成ったとの論証があり、これもまた重板の誇りは免れそうもない。この件について京の版元の対応は不明ながら、寛政十一年に本屋名を入れずに出版された『風羅袖日記』が、文化元年に『芭蕉袖日記』と改題され「素綾作 板元売出し松本平助」として江戸本屋仲間の割印を受けている（『享保以後江戸出版書目』）ことからすれば、その間に何らかの差し構えがあったことは充分に想像出来る。いずれにせよ、『風羅袖日記』の出版は『七部木槌』が見咎められてからわずか三年後、素綾に

はかつて重板事件に関わったという罪の意識は無いかに見える。先にも述べたように、編者のつもりと本屋の思惑は自ずと異なる。そこにまた一つ、重板を考える際のやっかいな問題が潜んでいるような気がする。

（奈良大学教授・大谷大学非常勤講師）